

議案第 1 1 4 号

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立玉川保健福祉センターの位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立保健福祉センター条例（平成8年12月世田谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表世田谷区立玉川保健福祉センターの項中「等々力四丁目19番18号」を「等々力三丁目4番1号」に改める。

第2条 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表世田谷区立玉川保健福祉センターの項中「玉川一丁目20番21号及び」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。